

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、身体障害者手帳発行システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道知事

## 公表日

令和2年6月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	1 新規交付申請に関する事務 2 再交付申請に関する事務(障害程度の変更) 3 再交付申請に関する事務(破損、紛失) 4 氏名、居住地の変更に関する事務 5 返還に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳発行システム、北海道庁宛名連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳発行システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」及び「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
②所属長の役職名	障がい者保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話:011-204-5038
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話:011-204-5264

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月24日	I-4-②「法令上の根拠」	番号法第19条7号 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、79の項、106の項	番号法第19条7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」及び「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	I-6	(記載なし)	—	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	I-7	北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-1	平成26年12月12日時点	平成27年12月18日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成27年12月24日	II-2	平成26年12月12日時点	平成27年12月18日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
平成28年6月28日	I-5-②「所属長」	障がい者保健福祉課長 湯谷 隆博	障がい者保健福祉課長 植村 豊	事後	重要な変更にあたらぬ(所属長名の変更)
平成30年6月27日	I-5-②「所属長」	障がい者保健福祉課長 植村 豊	障がい者保健福祉課長 東 秀明	事後	重要な変更にあたらぬ(所属長名の変更)
平成30年6月27日	I-8 「連絡先」	電話:011-204-5278	電話:011-204-5264	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和1年6月20日	II-1	平成27年12月18日時点	平成31年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和1年6月20日	II-2	平成27年12月18日時点	平成31年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和2年2月13日	II-1	平成31年3月31日時点	令和元年10月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和2年2月13日	II-2	平成31年3月31日時点	令和元年10月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和2年6月17日	II-1	令和元年10月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和2年6月17日	II-2	令和元年10月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)
令和2年6月17日	I-7	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	北海道総務部行政局文書課行政情報センター	事後	重要な変更にあたらぬ(誤字脱字の修正)